

大正六年六月

造船奨励金下付停止
關スル法律案ノ件

五七

外務省

3-2085

0449

附屬書類添付

大正六年六月十六日接受

通第一課

秘受第二〇七號

大正六年六月十四日

通信次官 内田嘉吉



極秘

秘受6342

逓商局長

外務省及郵務省新重印版

造船獎勵金下付停止ニ

案ニ法律案ノ中

本件ニ案ニ別紙ノ通り國義稟請ニ及

ビ對シ要同案ニ之ヲ閣議州施行スル

非ラサレハ船籍ノ移轉又ハ名義ノ變更

等ニ依リ本法ノ適用ヲ免ルノ結果

シ生ズル虞有之ルハ本件施行結果

時ニ對シテ地方ニ施行スル

事同之ヲ各省及協議

進テ本件ニ秘シ安ク義者ノ旨ニ

置テ中及後又至急ニ安シヨリ

返シテ四枝ヲ知ル

大正六年六月廿日

記録第二部接受

逓信省

逓信省印刷局印刷

秘

造船獎勵金下付停止ニ関スル法律案

第一條 造船獎勵法ニ依ル造船獎勵金ノ下付ハ當分ノ内之ヲ停止ス其ノ解除ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得タル者ノ註文ニ依リ製造スル船舶ヲ除ク外本法施行ノ日迄ニ認許證書ノ交付ヲ受ケ大正七年三月三十一日迄ニ竣工シタル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ該當セタル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止ノ解除アリタル後ト雖造船獎勵金ヲ下付セズ

第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船獎勵金ノ下付ヲ受ケ又ハ受ケルキ船舶ハ前條第一項ノ停止ノ解除アリタル後ニ非シハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得タル者ニ讓渡スモトラ得ズ但シ逋信大臣ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

逋信省

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ造船業者ヨリ第一項ノ船舶ノ引渡ヲ受ケル權利ノ讓渡ニ付テハ準用ス

第三條 逋信大臣ノ許可ヲ受ケスレバ第一條第一項ノ停止ノ解除前前條第一項ノ船舶

逋信省造船局長工務課

<p>船又ハ其ノ引渡ヲ受ケル權利ヲ日本船舶ヲ 所有シ得ヤル者ニ讓渡シタル者ハ一年以 下ノ懲役ニ處ス</p>	<p>前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ 造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納付セ シム</p>	<p>第四條 前ニ條ノ納付金ハ國稅滯納處分 ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特 權ノ順位ハ國稅ニ次リモトス</p>	<p>本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 造船奨励法第八條中「十年間」ヲ「十五年 間」ニ改ム</p>	<p>遞 信 省</p>	<p>（Empty columns for stamp or additional text）</p>
---	--	--	---	--------------	---

昭和十一年四月二十日

文書課長

大正六年六月廿日 抄

97



大正六年六月十八日起 草案 出
同 年 六月 廿 日 附
大正六年六月廿日 發送書

同 機密送第二二八號

主任

主管 通商局長



幣原次官

内田通信次官宛

造船獎勵金不附停止

案ニル 法律案、件

外務省

存件ニ定之本月十四日附紳答

外ニ〇七号ヲ以テ再申越ノ趣ヲ

系右ハ貴見ノ通り取計相成

當方ニ於テ異存無之矣ニ付以

候及回答云也

極秘
第4門第
第8項第
次
急

有る事有る
使方不

大正六年六月廿日 記録第二部 抄

3-2085

0453

第 門 第
第 類 第
第 項 第

大正六年七月十六日

管船長(長)

通信大臣(通)

次官

外務大臣

五

次官

占村

内務大臣

大正六年七月廿一日記録第二面

次官

地方局長(遊)

園儀(遊)

外務省

造船獎勵金下付停止
自元法付付案施行、件
造船獎勵金下付停止、自元
法付付案、今日、常自、議、存、
招費、ヲ、控、多、シ、至、本、法、條、案、ハ、之、
ヲ、認、許、ス、ル、ハ、台、海、博、覧、會、及、國、内、各、河、
ニ、施、行、ス、ル、ニ、由、リ、サ、レ、ハ、船、務、ノ、利、
益、ヲ、生、ズ、ル、ニ、由、リ、其、ノ、適、用、ヲ、免、ル、
ノ、故、ニ、之、ヲ、生、ズ、ル、ニ、由、リ、其、ノ、適、用、ヲ、免、ル、
ノ、故、ニ、之、ヲ、生、ズ、ル、ニ、由、リ、其、ノ、適、用、ヲ、免、ル、

本法好意
ヲ以テ之ヲ
公法勅令
ヲ以テ之ヲ
外務大臣
内務大臣
逓信大臣
ト向時ニ勅令
ヲ具シ國儀
ヲ

田園信正

大正六年七月廿一日記録第二部接受

外務省

3-2085

0456

陸海軍省に於て其の條を遵守する件

次
第
百
一
十
七
号

朕大正六年法律第

號施行ニ関スル件

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

第
門
第
類
第
項
第
號

大正六年七月廿五日記錄第二部接受

内閣總理大臣
外務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
逓信大臣

勅令第 號

大正六年法律第

號ハ之ヲ朝鮮、臺灣及

樺太ニ施行ス

關東州ニ於ケル前項ノ法律ニ依リ造船獎勵金ノ
下付ヲ受ケ若ハ受クヘキ船舶ノ讓渡又ハ其ノ
引渡ヲ受クル權利ノ讓渡ニ関シテハ同法ニ
依ル

3-2085

0457

新編、臺灣、構、太、度、廣、東、海、に、於、て、の、大、正、
六年、法律、第、一、號、に、依、り、納、付、金、に、関、
する、事項、の、趣、信、大、正、に、至、る、迄、ト、ス

附、則

本、令、は、公、布、の、日、ヨ、リ、之、ヲ、施、行、ス

3-2085

0458

案

朕大正六年法律第

號施行ニ関スル件ヲ

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣
外務大臣
内務大臣
逓信大臣

大正六年七月廿一日記録第二部接受

勅令第 號

大正六年法律第

號ハ之ヲ朝鮮、臺

灣及韓半島ニ施行ス

第 號

（前日海上保護法）
南東州ニ於ケル船舶ノ法律ニ依リ船舶獎勵
並ニ修養場

全ノ下付ヲ受ケ若シ受ケトキ船舶ノ讓渡ニ

ハ其ノ引渡ヲ受ケル權利ノ讓渡ニ関シテハ

同法ニ依ル

朝鮮、臺灣、樺太及関東州ニ於ケル大正
六年法律第 號ニ依ル納付金ニ関
スル事項ハ逕信大臣ノ主管トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ

第一條 造船奨励金下付停止ニ関ス法律案
内之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ注文ニ依リ製
造スル船舶ヲ除ク外本法施行ノ日迄ニ認許證書ノ
交付ヲ受ケテ大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ
付テハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ該當セサル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止
ノ解除アリタル後ト雖造船奨励金ヲ下付セズ

第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船奨励金ノ下付ヲ
受ケ又ハ受ケルキ船舶ハ前條第一項ノ停止ノ解除アリ
タル後ニ非サレハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓渡
スコトヲ得ス但シ造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納付

シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ造船業者ヨリ前項ノ船舶ノ引渡ヲ
受ケル權利ノ讓渡ニ付之ヲ準用ス

第三條 造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納付セスシテ第

一條第一項ノ停止ノ解除前前條第一項ノ船舶又ハ其
ノ引渡ヲ受ケル權利ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓
渡シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納
付セシム

第四條 前條ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ
徴收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次ク之トス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ

第一條 造船獎勵金下付停止ニ関スル法律案
内之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ注文ニ依リ製
造スル船舶ヲ除ク外本法施行ノ日迄ニ認許證書ノ
交付ヲ受ケ大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ
付テハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ該當セザル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止
ノ解除アリタル後ト雖造船獎勵金ヲ下付セズ

第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船獎勵金ノ下付ヲ
受ケ又ハ受クハキ船舶ハ前條第一項ノ停止ノ解除アリ
タル後ニ非カレハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓渡
スコトヲ得ス但シ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付

シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ造船業者ヨリ前項ノ船舶ノ引渡ヲ
受ケル權利ノ讓渡ニ付之ヲ準用ス

第三條 造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セシメテ算
一條第一項ノ停止ノ解除前前條第一項ノ船舶又ハ其
ノ引渡ヲ受ケル權利ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓
渡シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納
付セシム

第四條 前條ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ
徴收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモトス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

造船奨励金下付停止ニ関ス法律案

第一條 造船奨励金下付停止ニ関ス法律案
内之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ注文ニ依リ製
造スル船舶ヲ除ク外本法施行ノ日迄ニ認許證書ノ
交付ヲ受ケ大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ
付テハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ該當セザル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止
ノ解除アリタル後ト雖造船奨励金ヲ下付セズ

第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船奨励金ノ下付ヲ
受ケ又ハ受クハキ船舶ハ前條第一項ノ停止ノ解除ヲ
リタル後ニ非サレハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓渡
スコトヲ得ス但シ造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納付

シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ造船業者ヨリ前項ノ船舶ノ引渡ヲ
受ケル權利ノ讓渡ニ付テハ之ヲ準用ス

第三條 造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納付セスシテ第
一條第一項ノ停止ノ解除前前條第一項ノ船舶又ハ其
ノ引渡ヲ受ケル權利ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ讓
渡シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ造船奨励金ニ相當スル金額ヲ納
付セシム

第四條 前條ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ
徴收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモトス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

選
官
省

大正六年七月廿一日記録第二部接受

大正六年七月廿一日記録第二部接受

大正六年七月廿一日記録第二部接受

大正六年七月廿一日記録第二部接受

大正六年七月廿一日記録第二部接受

大正六年七月廿一日記録第二部接受

3-2085

0464

中村通事局長
御殿

3-2085

0465

関東郡教育
職員会
印

3-2085

0466

抄復

遣船奨勵金下付

停止、關之桂徒、

關東州、施行、

勅三事、計、

於、利、以、音、

事、案、古、所、

為、取、平、

物、迄、

單

中村

中村

中村

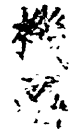
3-2085

0467

再回

急使

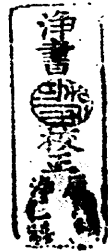
小使



第九門類
第八項類
第八號

文書課長

大正六年七月十四日接受



大正六年七月十四日起草

同 年 月 日 附 大正六年七月十四日發送済

送第 / 號

主任 (田)

主管通商局長

大正六年七月十四日
送第 / 號
主任 (田)
主管通商局長
大正六年七月十四日起草
同 年 月 日 附 大正六年七月十四日發送済

外務省

外務省

大正六年七月十四日
送第 / 號
主任 (田)
主管通商局長
大正六年七月十四日起草
同 年 月 日 附 大正六年七月十四日發送済

案

朕大正六年法律第

號施行ニ關スル件ヲ

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
外務大臣
内務大臣
逓信大臣

勅令第 號

大正六年法律第

號ハ之ヲ朝鮮、臺灣及

樺太ニ施行ス

關東州ニ於ケル前項ノ法律ニ依リ造船獎勵金ノ

下付ヲ受ケ若ハ受クヘキ船舶ノ讓渡又ハ其ノ

引渡ヲ受クル權利ノ讓渡ニ關シテハ同法ニ

依ル

昭和

朝鮮、臺灣、樺太及蘭島に於ける改正
六年法律第 號に依り納付金は圓
六の事項に依り大正六年法律トス

附則

本令は公布の日ヨリ之ヲ施行ス

3-2085

0471

第14門
第13類
第8項
第28號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル造船獎勵金下付停止ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正六年七月二十四日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅
逓信大臣 男爵田健治郎

法律第二十九號

第一條 造船獎勵法ニ依ル造船獎勵金ノ下付ハ當分ノ内ニテ停止ス
前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ注文ニ依リ製造スル船舶ヲ除ク
ノ外本法施行ノ日迄ニ監許證書ノ交付ヲ受ケ大正七年九月三十日迄ニ竣工
シタル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ
前項ノ規定ニ該當セザル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止ノ解除アリタル後ト
雖造船獎勵金ヲ下付セズ
第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船獎勵金ノ下付ヲ受ケ又ハ受ケヘキ船舶
ハ前條第一項ノ停止ノ解除アリタル後ニ非サレハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得
ル者ニ讓渡スコトヲ得ズ但シ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付シタルモ
ノハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ造船業者ヨリ前項ノ船舶ノ引渡ヲ受ケル權利ノ讓渡ニ付之ヲ
適用ス
第三條 造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セシメテ第一條第一項ノ停止ノ解
除前條第一項ノ船舶又ハ其ノ引渡ヲ受ケル權利ヲ日本船舶ヲ所有シ得ル
ル者ニ讓渡シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ場合ニ於テハ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セシム
第四條 前條ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ
先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕大正六年法律第二十九號施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正六年七月二十四日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅
内務大臣 男爵後藤新平
外務大臣 法學博士野野村正毅
逓信大臣 男爵田健治郎

勅令第七十一號
大正六年法律第二十九號ハ之ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行ス
關東州ニ於ケル大正六年法律第二十九號第一條第一項ノ船舶ノ讓渡又ハ其ノ
引渡ヲ受ケル權利ノ讓渡ニ關シテハ同法ニ依ル
朝鮮臺灣樺太及關東州ニ於ケル大正六年法律第二十九號ニ依リ納付金ニ關
スル事項ハ逓信大臣ノ主管トス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省